

住居確保給付金の申請手続きについて

離職等により経済的に困窮し、住居を喪失している方又は住居を喪失するおそれのある方を対象として家賃相当分の給付金を支給するとともに、区生活支援課による就労支援等を実施し、住居及び就労機会の確保に向けた支援を行います。

※ 令和2年4月30日から、新型コロナウイルス感染症対応による特例として当面の間、求職活動要件が緩和されていましたが、**令和3年1月からは求職活動が受給の要件**となります。

※ **令和3年1月から**、新型コロナウイルス感染症対応による特例により、**令和2年度中に新規申請をした方に限り、一定の要件を満たすことにより、再々延長（最長で12か月まで）が可能**になります。

横浜市 住居確保給付金

検索

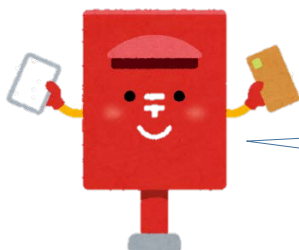


横浜市ホームページ

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/fukushi-kaigo/seikatsu/jiritsu/jukyokakuho.html>

【注意事項】

- ※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、**郵送による申請も可能**です。
なお、書類紛失防止の観点より可能な限り書留等の郵便追跡サービス（「簡易書留」または「レターパックプラス」等）をご利用ください。
- ※郵送時は、**封筒の表面に「住居確保給付金申請書類在中」と目立つよう記載**をお願いいたします。
- ※後日、区生活支援課職員から**電話等により申し込みや面談についての確認**を行います。
- ※原則として、給付金は、**横浜市が不動産媒介業者等の口座へ直接振り込みます**。
（ただし所得の状況によっては差額分のみ貸主等の口座に直接振り込みます。自己負担分は直接不動産媒介業者等にお支払ください。）
- ※申請から振込まで、1～2か月程度お時間をいただきます。
- ※管理費・共益費は支給対象外になります。また、給付される家賃額は、上限額があります。
- ※滞納分の家賃は、給付の対象にはなりません。
- ※原則、申請日の属する月に支払う家賃相当分から対象となりますので、ご注意ください。



お問い合わせ及び書類の送付先
は各区生活支援課になります。
（10ページ参考）

住居確保給付金を受給するための要件

横浜市に居住もしくは居住する予定であり、申請時に次の①～⑪のすべてに該当する方を支給対象とします。

①	<input type="checkbox"/>	離職・廃業、又は休業等により経済的に困窮し住居を喪失している、または住居を喪失する恐れがある。
②	<input type="checkbox"/>	申請日において、以下のいずれかの状況である。(雇用形態は問いません。) (1) 離職・廃業の日から2年以内である (2) 休業などにより収入が減少し、離職・廃業と同程度の状況にある
③	<input type="checkbox"/>	離職等の日において、自らの労働により賃金を得てその属する世帯の生計を主として維持していた。(生計中心者)
④	<input type="checkbox"/>	申請日の属する月における、申請者及び申請者と同一の世帯に属する者(「同一の世帯に属する者」=同一の世帯に居住し、生計を一にする者)の収入の合計が、「収入基準額」以下である。(4ページ参照)
⑤	<input type="checkbox"/>	申請日における申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の所有する預貯金及び現金の合計額が、基準額×6(上限100万円)以下である。(4ページ参照) <u><再々延長(受給10～12か月目にあたる方)の場合></u> 申請日における申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の所有する預貯金及び現金の合計額が、 <u>基準額×3(上限50万円)</u> 以下である。
⑥	<input type="checkbox"/>	誠実かつ熱心に求職活動を行う。(現在の就労の状況が以前と同じ状態になるための活動も含める。)
⑦	<input type="checkbox"/>	国の雇用施策による給付(職業訓練受講給付金)を、申請者及び申請者と同一の世帯に属する者が受けていない。
⑧	<input type="checkbox"/>	申請者及び申請者と同一の世帯に属する者のいずれもが暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員でない。
⑨	<input type="checkbox"/>	現在、生活保護を受給していない。
⑩	<input type="checkbox"/>	過去に住居確保給付金を受給していないこと。 ※ただし、支給終了後に新たに本人の責に帰さない理由で解雇された場合を除く。 ★なお、令和3年3月31日までは、特例で再支給できる可能性がありますので、ホームページの再支給要件をご確認ください。
⑪	<input type="checkbox"/>	①から⑩までの項目に該当し、【住居確保給付金申請時確認書(様式1-1A)】の内容について誓約及び同意すること。

2 支給額・支給期間・支給方法

★支給額・・・1か月ごとに家賃額（生活保護法に基づく住宅扶助の限度額が上限）を支給します。

※管理費・共益費・駐車場代等は含まれません

★支給期間・・・**原則3カ月**

※ 就職活動を誠実に実施している方で、支給要件に該当している場合には、支給期間について、3か月を限度に2回まで延長・再延長することが可能です。

※ 新型コロナウイルス感染症対応による特例により、令和2年度（R2年4月1日～R3年3月31日）中に新規申請をした方に限り、一定の要件を満たすことにより、再々延長（最大12か月）が可能です。

★支給方法・・・原則として、横浜市が、住宅の貸主等の口座に直接振込みます。

※ 支給額以外の自己負担分は、直接貸主等にお支払いください

※ 支給開始は、原則、申請月（申請日の属する月）以降に支払う家賃相当分からとなります。

3 住居確保給付金受給期間中の求職活動

住居確保給付金受給期間中は、区生活支援課による就労支援やハローワークの利用等により求職活動を行っていただきます。

「住居確保給付金」を申請する理由等により、次のいずれかの、**求職活動を行う必要**があります。

●「**離職・廃業**」の方／再々延長申請の方（申請理由問わず）

（受給期間：1～9か月）

（受給期間：10～12か月）

① **ハローワークへの求職申込**

② 常用就職を目指す就職活動を行うこと

③ **月に1回※以上の区生活支援課との面談等**

④ **月に2回のハローワーク（ジョブスポット）における職業相談等**

⑤ **週に1回以上の企業等への応募・面接の実施**



ハローワーク

●「**休業等による減収**」の方（受給期間：1～9か月）

① **月に1回以上の区生活支援課との面談等※**

② **申請・延長・再延長の際、休業等の状況についてお住いの区生活支援課へ報告**

※ 区生活支援課との面談等は、コロナウイルス感染症の影響による緩和措置により、当面の間は月に1度以上に緩和されています。（本来は月4回以上）

4 収入基準額・金融資産基準額

申請日の属する月における、申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の収入合計が、次の「収入基準額」を超えないこと。

- ・「④収入上限額」を超える場合は支給対象外となります。
- ・収入額が「②基準額」以上の場合は、家賃額の一部が支給となります。
- ・収入とは、給与収入、事業収入(自営業など)、公的給付(年金、児童手当など)、その他恒常的な収入(仕送りなど)など、申請日の属する月の世帯全体の収入額です。
【給与収入】 = 総支給額 (社会保険料天引き前) - 交通費支給額
【自営業等の事業収入】 = 総収入金額 - (事業収入を得るための) 必要経費 (* 確定申告に準ずる)

【収入基準額】

世帯員数	①収入基準額	④収入上限額
	②基準額 + 申請者家賃 (③家賃上限額)	
1人	84,000円 + 申請者家賃 (上限52,000円)	136,000円
2人	130,000円 + 申請者家賃 (上限62,000円)	192,000円
3人	172,000円 + 申請者家賃 (上限68,000円)	240,000円
4人	214,000円 + 申請者家賃 (上限68,000円)	282,000円
5人	255,000円 + 申請者家賃 (上限68,000円)	323,000円
6人	297,000円 + 申請者家賃 (上限73,000円)	370,000円
7人	334,000円 + 申請者家賃 (上限81,000円)	415,000円
8人	370,000円 + 申請者家賃 (上限81,000円)	451,000円
9人	407,000円 + 申請者家賃 (上限81,000円)	488,000円
10人	443,000円 + 申請者家賃 (上限81,000円)	524,000円

申請日における、申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の所有する金融資産の合計額が、次の金額以下であること。

【金融資産基準額】

世帯員	資産上限額
1人	504,000円
2人	780,000円
3人以上	1,000,000円

あなたの家族

人世帯



P4【収入基準額】を確認し、
A・Dを記入してください。

【収入基準額】

③家賃上限額

円

あなたの世帯の
家賃額（※1）

円

AとBを比べて
小さい方

【収入基準額】

②基準額

あなたの収入基準額

円

+

円

=

円

※1 家賃額には共益費・管理費・駐車場代等は含まれません。

あなたの世帯の
月收入（※2）

円

※2 給与収入、事業収入(自営業など)、公的給付(年金、児童手当など)、
その他恒常的な収入(仕送りなど)など、申請日の属する月の世帯全体の収入額です。

【給与収入】 = 総支給額（* 社会保険料天引き前） - 交通費支給額

【自営業等の事業収入】 = 総収入金額 - 必要経費（* 確定申告に準ずる）

EとFを比べて

Eの方が大きい場合

※F（世帯の月收入）が
D（収入基準額）を超える場合は、
一部支給になることがあります。

（詳細な金額は各区生活支援課にお
問合せください）

Fの方が大きい場合
（または同じ）

6 申請に必要な書類（新規申請）

- ① 相談受付・申込票（自立相談支援事業申請書）
 - ② 生活困窮者住居確保給付金支給申請書（様式 1 - 1）
 - ③ 住居確保給付金申請時確認書（様式 1 - 1 A）
 - ④ 本人確認書類
 - ⑤ 離職・廃業または就業機会が減少したことを証する書類
 - ⑥ 離職状況等に関する申立書（参考様式 5）
 - ⑦ 就業機会の減少に関する申立書（参考様式 5 - 2）
 - ⑧ 申請日の属する月の収入が確認できる書類
 - ⑨ 預貯金がわかる書類（通帳の写しなど）
 - ⑩ 【住居を喪失している方用】入居予定住宅に関する状況通知書（様式 2 - 1）
 - ⑪ 【住居を喪失するおそれのある方用】入居住宅に関する状況通知書（様式 2 - 2）
 - ⑫ 賃貸借契約書の写し
 - ⑬ 提出書類チェックシート
- ご自身でご用意いただく書類
- 必要に応じてご提出ください。
- ご自身でご用意いただく書類
- どちらかをご提出ください。
- ご自身でご用意いただく書類

※提出する書類の詳細については、「⑬提出書類チェックシート」をご確認ください。

※⑩または⑪は、物件を賃借している不動産管理会社等に記載していただく書類になりますので、物件を賃借している不動産管理会社等へ作成を依頼してください。また、裏面には本人記入欄もありますので、記載例をご確認していただき、忘れずに記入をお願いします。

※支給決定に際し、上記書類以外をご提出いただく場合もあります。

※ご不明な点ありましたら、各区生活支援課までご連絡ください。

1

受給要件が満たすかを確認

2

要件を満たす方は、提出書類をホームページの「必要書類」から印刷※区役所からお渡した資料です。

3

記載例を参考にしながら書類を作成・準備

※書類が揃うまでに時間が要する等がありましたら、区生活支援課へご相談ください。

4

物件を賃借している不動産管理会社等に住居確保給付金の申請の旨を報告し、必要書類(様式2-1または様式2-2)の作成を依頼

※振込までに1～2か月程度時間がかかることも、あわせてご相談をお願いします。

5

書類をお住まいの区の生活支援課へ郵送

※封筒の表面に「住居確保給付金申請書類在中」と記載

※書類紛失防止の観点より可能な限り書留等の郵便追跡サービス(「簡易書留」または「レターパックプラス」等)をご利用ください。



いつ何を送付したのかを確認するため「提出書類チェックリスト」及び作成書類の写しをご自身で保管しておいてください。

6

本人確認、提出書類の確認等のため、区生活支援課から電話等で連絡します。

※区役所開庁時間(8:45～17:15)にご連絡しますので、日中連絡がとれる連絡先をご記入をお願いします。

※確認がとれない、連絡がつかない場合などは支給決定手続きや支給に遅れが出ます。予めご了承ください。

申請に基づき区生活支援課で審査し、
決定内容について通知等を郵送。

面談等で状況を確認させていただく場合もあります。

7

通知書等が本人に届く。

※不動産媒介業者・不動産管理会社等にも通知が届きます。



8

物件を賃借している不動産媒介業者・不動産管理会社等に、住居確保給付金支給決定された旨を本人から報告

※家賃振込日の確認、管理費・共益費・駐車場代・家賃自己負担額等については自ら別に支払う旨を説明・調整してください。

9

不動産媒介業者・不動産管理会社等の指定の口座へ住居確保給付金支給決定額が直接振り込まれる。

※所得の状況によっては、住居確保給付金支給対象額が差額分(一部支給)のみ貸主等の口座に直接振り込みます。自己負担額分(管理費・共益費・駐車場代・家賃自己負担分等)は、直接ご本人から不動産媒介業者等にお支払いください。



10

月1回程度、求職活動や生活状況を面談等により区生活支援課へ報告

※なお、住居確保給付金以外での生活にお困りのことがあれば随時ご相談ください。

NO	質問	回答
1	住居確保給付金の目的は何ですか。	住居確保給付金の目的は、離職、自営業の廃止（以下「離職等」という。）又は個人の責に帰すべき理由・都合によらない就業機会等の減少により離職や廃業と同程度の状況になり経済的に困窮し、住居を喪失した者、又は住居を喪失するおそれのある者に対し、家賃相当分の住居確保給付金を支給することにより、これらの者の住居及び就労機会等の確保に向けた支援を行います。
2	支給の対象者について教えてください。	2ページの「住居確保給付金を受給するための要件」をご確認ください。
3	書類が整っていないと申請手続きができませんか。	内容にもよりますが、いつまでに何を揃えることができるかも含めて早めにお住まいの区生活支援課でご相談ください。
4	郵送での申請書類・提出資料方法について。	大切な個人情報を含みますので、書類紛失防止等の観点から、可能な限り郵送追跡サービス等（特定記録郵便、レターパック等）をお願いします。その際の送料についてはご負担をお願いします。
5	管理費、共益費、駐車場代の取扱いについて教えてください。	支給対象となる住宅の家賃月額には、管理費、共益費、駐車場代は含まれません。
6	家賃はいつの分から支給の対象となりますか。	<p>(1)「新規に住宅を賃借する者」は、入居契約に際して初期費用として支払いを要する家賃の翌月以降の家賃相当分から支給を開始します。</p> <p>(2)「現に住宅を賃借している者」は、申請日の属する月に支払う家賃相当分から支給を開始します。</p> <p>なお、住居確保給付金は申請月以降に支払うべき家賃に充てるものであり、<u>滞納した家賃へ充当することはできません。</u></p>
7	家賃をクレジット払いとしている場合はクレジットカード会社に振り込むことができますか。	住居確保給付金は、原則として、自治体から賃貸住宅の貸主又は貸主から委託を受けた事業者の口座へ振り込むこととされています。まずは、家賃の支払い方法を貸主等への直接払いに変更できるかどうかを貸主等にご相談ください。また、変更が難しい場合は、お住いの区の生活支援課にご相談ください。

NO	質問	回答
8	店舗兼住宅を賃借し自営業を行っている場合、住居確保給付金の対象になりますか。	住居部分については、住居確保給付金の支給対象となります。住居分が区別され、記載されていれば当該住居が対象となります。
9	住宅ローンの返済滞っている場合、住居確保給付金の対象になりますか。	<p>現在持ち家に住んでいるが、離職等により収入が減り、住宅ローンの返済が遅れてしまった場合、滞納したからといって、直ちに競売手続ということにはなりません。</p> <p>何らかの返済困難対策（元本の繰り延べ、返済期間の延長等）がなされ、それでも滞納状況が改善されない場合、金融機関から、まず、住宅ローンを滞納している方かたに対して全部繰上償還請求がされ、それでも改善されない場合に裁判所による競売手続となるのが一般的な流れとなります。</p> <p>全部繰上請求がなされた方や、すでに住居の売却先が決定していたり売却予定であったりと、住居から退去することが確実に見込まれる場合は、住居を喪失する可能性が高いことから、新規に賃貸住宅を借りる必要があるため、支給対象者となる可能性があります。</p> <p>なお、住宅金融支援機構の住宅ローンにより、住宅を取得している方かたが、住宅金融支援機構に届け出たうえで、当該住宅から一時的に転居し、住宅ローン返済継続のために、当該住宅を賃貸している際に住居確保給付金の需給を希望された場合は、給付することによって、間接的に個人の住宅ローン返済に充当されることとなりますので、住居確保給付金の支給対象とはなりません。</p>
10	新型コロナウイルス感染症に関する給付金（例：持続化給付金、特別定額給付金）や融資を受けていますが、その分は収入・資産として算定されますか。	新型コロナウイルス感染症に関する給付金や融資は、収入・資産には算定されません。
11	令和3年3月末で受給期間の9か月目が終了するが、再々延長（10～12か月）の支給申請はできるのか。	<p>令和2年度中に新規申請した方は、再々延長（10～12か月）の申請が可能です。9か月目の支給が終了する前までに申請手続きを行ってください。</p> <p>なお、再々延長の申請にあたっては、自立相談支援機関での面談等のほか、求職活動や資産の要件を満たすことが受給条件となります。詳しくは、受給中の区的生活支援課にご相談ください。</p>

区名	窓口	〒	住所	電話番号	FAX
鶴見区	生活支援課	230-0051	鶴見中央3-20-1	510-1785	510-1899
神奈川区	生活支援課	221-0824	広台太田町3-8	411-7103	411-0361
西区	生活支援課	220-0051	中央1-5-10	320-8415	322-9877
中区	生活支援課	231-0021	日本大通35	224-8249	224-8239
南区	生活支援課	232-0024	浦舟町2-33	341-1207	341-1219
港南区	生活支援課	233-0003	港南4-2-10	847-8404	847-0328
保土ヶ谷区	生活支援課	240-0001	川辺町2-9	334-6266	334-6030
旭区	生活支援課	241-0022	鶴ヶ峰1-4-12	954-6069	951-5831
磯子区	生活支援課	235-0016	磯子3-5-1	750-2408	750-2542
金沢区	生活支援課	236-0021	泥亀2-9-1	788-7815	788-7883
港北区	生活支援課	222-0032	大豆戸町26-1	540-2329	540-2358
緑区	生活支援課	226-0013	寺山町118	930-2333	930-2329
青葉区	生活支援課	225-0024	市ヶ尾町31-4	978-2341	978-2416
都筑区	生活支援課	224-0032	茅ヶ崎中央32-1	948-2311	948-2486
戸塚区	生活支援課	244-0003	戸塚町16-17	866-8431	866-2683
栄区	生活支援課	247-0005	桂町303-19	894-8400	894-3423
泉区	生活支援課	245-0024	和泉中央北5-1-1	800-2305	800-2515
瀬谷区	生活支援課	246-0021	二ツ橋町190	367-5705	365-6351